

## 交通切符処理規程

(最終改正：令和6年11月29日 和歌山県警察本部訓令第28号)

交通切符処理規程を次のように定める。

### 交通切符処理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、道路交通法並びに自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「道路交通法等」という。）違反事件迅速処理のための共用書式（以下「交通切符」という。）による事件の処理手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交通切符の様式)

第2条 交通切符の様式は、別記様式第1号「道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式」及び別記様式第2号「自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件迅速処理のための共用書式」のとおりとし、別記様式第1号は、交通切符による手続（以下「交通切符制度」という。）が適用される道路交通法違反事件の処理に使用し、別記様式第2号は、交通切符制度が適用される自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件の処理に使用するものとする。

(交通切符制度の適用範囲)

第3条 交通切符制度は、道路交通法等違反事件のうち、別表に掲げる違反に係るものに適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件は、この限りでない。

- (1) 人身事故を伴う事件
- (2) 交通反則通告制度の適用を受ける事件
- (3) 妨害運転に係る事件
- (4) 日本語を解しない者の事件
- (5) 無免許運転、酒酔い運転、速度超過等の違反で特に悪質と認められる事件
- (6) 安全運転義務違反事件のうち、違反態様が複雑なもの
- (7) 身柄拘束事件、否認事件その他交通切符を適用することが相当でないと思認められる別に定める事件

(出頭指定事件の範囲等)

第4条 交通切符適用事件で警察、検察庁及び裁判所の三者即日処理方式による手続を受けさせる事件（以下「出頭指定事件」という。）は、岩出警察署、和歌山東警察署、和歌山西警察署、和歌山北警察署及び海南警察署の管内（旧那賀町及び旧粉河町を除く。）で発生した道路交通法等違反の事件で、かつ、違反者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 岩出警察署、和歌山東警察署、和歌山西警察署、和歌山北警察署又は海南警察署の管轄区域内に居住している者
- (2) 次のいずれかに該当する者（前号に規定する者を除く。）
  - ア 勤務地が前号に規定する警察署の管轄区域内にある者
  - イ 交通機関によりおおむね1時間以内に指定した交通警察官室に出頭できる者
  - ウ 三者即日処理方式による手続を希望する者

2 出頭指定事件について、違反者を出頭させる場所は和歌山交通警察官室（和歌山市二番丁1番地和歌山簡易裁判所内）とする。

3 出頭指定事件について、取締り警察官から報告を受け、又は地域指導課長、交通指導課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長（以下「取締担当所属長」という。）から引継ぎを受けた警察署長は、出頭指定事件を処理させるための警察官を交通警察官室へ派遣するものとする。

（交通切符適用事件の引継ぎ）

第5条 取締担当所属長は、取締担当警察官から交通切符適用事件の報告を受けたときは交通切符の記載内容を点検し、当該事件の違反地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

別表

交通切符制度の対象となる違反事項

番号	違反事項	適用罰条
1	警察官のする現場指示違反	4・I、119・I(1)、121・I(1)
2	警察官のする混雑緩和の措置命令違反	6・II、120・I(1)
3	警察官のする通行禁止制限違反	6・IV、119・I(1)、121・I(1)
4	歩行者の信号無視	7、121・I(1)
5	歩行者の通行禁止違反	8・I、121・I(1)
6	移動用小型車の標識表示義務違反	14の4、121・I(6)
7	警察官等のする歩行者の通行方法指示違反	15、121・I(7)
8	最高速度超過（30km/h（高速40km/h）以上）	22、118・I(1)
9	放置車両確認標章破損・汚損・取り除き	51の4・I・II、75の8・III、121・I(10)
10	積載物重量制限超過（大型等10割以上）	57・I、118・II(1)
11	警察官等のする自転車の通行方法指示違反	63の8、121・I(7)

12	制動装置不良自転車運転	63の9・I、120・I(7)
13	無免許運転	64・I、117の2の2・I(1)
14	特定小型原動機付自転車の無資格運転	64の2・I、118・I(2)
15	酒気帯び運転	65・I、117の2・I(1)、 117の2の2・I(3)
16	携帯電話使用等（交通の危険）	71（5の5）、117の4・I(2)
17	警察官のする高速道路等における危険防止等の措置命令違反	75の3、119・I(18)
18	道路における禁止行為の違反	76・IV(3)(6)、120・I(10)
19	無許可道路使用	77・I(1)(2)(3)、119・II(7)
20	無資格運転	85・V・VI・VII・VIII・IX・X、 118・I(5)
21	仮免許運転違反	87・II、118・I(6)
22	免許証の記載事項変更届出義務違反	94・I、121・I(10)
23	道路交通法別表第二の上欄に掲げる違反行為（第62条又は第63条の2第1項に係る部分のうち運転させた行為及び第63条の2第2項又は第74条の3第5項に係る部分を除く。）	
24	自動車の保管場所の確保等に関する法律違反（同法第11条第2項、第17条第2項第2号に係る部分に限る。）	

(別記様式省略)